

三鷹市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い合意書

三鷹市（以下「甲」という。）と住宅改修事業者_____（以下「乙」という。）は、乙の運営する住宅改修事業所（事業所名：_____）において、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた被保険者のうち、居宅で介護を受けていて、住宅改修をする必要があると甲が承認した被保険者（以下「利用者」という。）に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条及び第57条に規定する費用（以下「保険給付額」とする。）の受領委任払いについて、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 利用者の経済的な負担の軽減を図り、かつ、介護保険制度が有効に活用されることを目的として、甲と乙は、この合意書を取り交わす。

（受領委任払いの仕組み）

第2条 受領委任払いとは、住宅改修の工事完了の際に、対象工事に係る費用の総額のうち、乙が利用者から直接受け取る費用については、保険給付額を控除した額とし、残額については、利用者からの受領権限の委任を受けた乙が甲から直接受領する方法をいう。

（受領委任払いの対象となる利用者）

第3条 受領委任払いの対象となる利用者は、住宅改修に係る保険給付額の請求及び受領に関する権限を乙に委任する者とする。

（受領委任払いの手順）

第4条 乙は、次の各号に定めるところにより受領委任を受けるものとする。

- (1) 乙は、利用者から住宅改修に係る依頼があったときは、住宅改修前と住宅改修後の図面、住宅改修前の写真、住宅改修費用の見積りその他甲が住宅改修の対象として決定するため必要とする資料を作成し、利用者に提供するものとする。
- (2) 乙は、甲が発行した介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修確認済通知書（以下「確認済通知書」という。）の内容を確認の上、利用者と契約し、住宅改修を行うものとする。
- (3) 乙は、前号の住宅改修の工事が完了したときは、利用者に負担割合に応じた自己負担額を請求するとともに、保険給付額の受領に係る権限の委任を受けるものとする。

（受領委任払いによる支給申請）

第5条 利用者は、住宅改修終了後、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書を作成し、次の書類とともに甲に提出することにより、甲に対して保険給付額の支給申請を行うものとする。

- (1) 住宅改修後の写真
- (2) 住宅改修内訳書
- (3) 利用者自己負担額の領収証

（受領委任払いによる支給の決定）

第6条 甲は、前条により利用者が申請した書類を審査し、住宅改修の保険給付額の支給又

は不支給を決定する。この場合において、支給を決定したときは、乙に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い決定通知書を送付するとともに、利用者に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給決定通知書を送付し、不支給としたときは、利用者に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費不支給決定通知書を送付する。

（支給）

第7条 甲は、前条により住宅改修の保険給付額の支給を決定したときは、速やかに乙の指定する金融機関の口座に保険給付額を振り込むものとする。

（有効期間）

第8条 この合意書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲乙のいずれからも解除の申出がないときは、期日満了日の翌日から1年間ごとに更新されるものとする。

（疑義の解明）

第9条 この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲と乙が各自1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市

代表者 三鷹市長 印

乙 所在地
事業者名(法人名)
代表者氏名

印

※上記事業者情報と異なる場合のみ、ご記入ください。

（事業所） 所在地
事業所名